

## 令和6年度第2回静岡市男女共同参画審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年11月20日（水）午後3時00分～午後5時00分
- 2 場 所 静岡市女性会館 研修室
- 3 出席者 <出席委員> 浅野委員、葦名委員、板谷委員、小嶋委員、  
高畑委員、田中委員、谷口委員、富田委員、  
中川委員、法月委員、深澤委員、本間委員、  
松尾委員  
<欠席委員> 川島委員、水上委員  
<事務局> 岡本男女共同参画・人権政策課長、大塚係長、  
小林主査、岡村主任主事  
<オブザーバー> 井藤館長（市女性会館）
- 4 傍聴者 2人

### 5 会議内容

#### 【1 開会】

#### 【2 課長挨拶】

#### 【3 議事】

- (1) 静岡市困難な問題を抱える女性の実態把握アンケート結果について
- (2) 民間支援団体の活動状況について
- (3) 困難な問題を抱える女性支援基本計画答申案について

#### 【質疑応答】

#### 【4 事務連絡】

#### 【5 閉会】

(会議録)

#### 【3 議事】

- (3) 困難な問題を抱える女性支援基本計画答申案について

#### 【審議】

松尾会長 困難な問題を抱える女性支援基本計画答申案の検討に入ります。  
市のアンケート結果やご自身の経験や知見を基に、答申案に挙げられている現状と課題、そして答申案に挙げられている施策の方向性、内容についてご意見のある方からご発言をお願いします。

田中委員 資料5の課題1「相談に至らない女性を相談につなげること」ですが、相談機関の連携はもちろん、市民が多くの支援先を知っておくことが非常に有効です。また、相談コンシェルジュを養成して、困ったときに相談すれば、色々な機関を紹介してくれるようにするのもよいと思います。

事務局 市では「コールセンター」を開設しており、問い合わせ内容によって担当部署につなぐサービスを実施しております。また、女性会館で実施している女性のための総合相談では、間口を広く相談を受け付けて必要な機関に繋げております。現在提供しているサービスを拡充していきます。

谷口委員 答申案で2ページに女性相談の窓口として、各福祉事務所における「女性相談」、市女性会館における「女性のための総合相談」、「静岡市配偶者暴力相談支援センター」における相談支援と記載されており、女性会館で、「配偶者暴力相談支援センター」を運営しているように見えるので、修正してほしい。

その後の文章に色々な困難が書かれており、女性相談の課題として、相談に至らない女性がいると挙げられているが、課題を認識していない人がいるという視点が抜け落ちています。これを探す方法は非常に難しいですが、話を聞いたり、何かきっかけを作ることが必要です。

これに気が付いたきっかけは、私たちが委託されて実施している市の居場所事業のアンケートの結果です。30代の結婚していない若い女性が「働いていない」「困りごとが1つもない」に〇がつけました。絶対困りごとがあるはずだと思います。課題を認識していない人を発見した時にどう対応するかは私たちの課題だと思います。問題意識を持っていない女性の存在を答申の中に含めた方がよいと思います。

困難女性支援法が制定された背景は、これまでの婦人保護事業の枠組みでは支えきれない属性の女性たちがいることに端を発していると思います。妻とか母親という役割がある人は、そうでなくなった時の支援は福祉制度の中にありますが、妻や母親以外の女性は制度の対象ではないため、そこに対する支援が必要です。そのあたりを念頭に置いてほしいです。

答申案4ページの②「支援機関が相互に連携することの必要性」について、二段落目のところに、市の支援機関へのヒアリングでは、関係機関との連携について説明があります。この「連携」という言葉が、答申の中に沢山出てきますが、この定義について疑問に思います。その機関の捉え方によって連携の内容は違って、情報提供だけで連携とさす機関もあれば、同行までして連携とさす機関もあるので、「連携」について共通認識ができるとよいです。

答申案6ページ 3支援員やスタッフの育成に関する現状と課題ですが、「支援員」の定義が欲しいです。それが計画の方針に連動すると思います。

この法律ができたことで、婦人相談員の待遇が改善されました。市においても、婦人相談員を女性相談支援員にするといったことを計画の中に書き込まなくていいのかということが気になりました。

支援の基本的な考え方について、「困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら」という表現がよいと思っています。困難な問題を抱える人に情報提供して最終的に自分で決めるという「自己決定」がとても大事ですが、これができないのが女性の特有の課題であると思います。これこそがジェンダーの問題で、常に他者を優先してきて生活しているために、「自分がどうしたいのか」について自分で決めていいということすら思

ってない方が多いです。そういう意味を含めた「意思を尊重しながら」であるのご理解いただけるとありがたいと思います。

板谷委員 挙げられている計画の方針は、どれも重要なことだと思いますが、アンケートで、相談をためらった理由として「相談しても解決しない」と回答した割合が40数パーセントあることを考えると、計画の方針1(1)「教育・啓発による理解促進」で幼少期からの教育・啓発が非常に重要なことだと思います。それと同時に、担い手側の人材の育成も非常に重要なことだと思います。

松尾会長 自立支援についてなど「女性の意思を尊重しながら」という言葉が多く出てきています。しかし、DVを受けたりしている女性に関しては、自分で判断できなかつたり、自分の意見が言えないような状態に置かれていることも考えられますので女性の意思が湧き出てくるまでということも含めた「女性の意思を尊重しながら」であるのが伝わるにしてほしい。補足を入れるなどして、女性の意思が朦朧としているような状態の人も支えるような文言にしていただければと思います。

本間委員 被害にあったらどうするかという体制づくりについて、盛んに審議会において話し合っていると思いますが、被害に至る前に気づけるような、幼少からの教育が本当に大事だと思います。男女共同参画・人権政策課主催の思春期講座で学校を回っています。テーマも色々だが、最後には必ず相談することができるということを伝えていきます。この審議会が教育界と繋がってほしいです。内閣府そして文科省から「命の安全教育」という文言で学校に依頼が来ています。命の安全教育は根本的には性教育だが、学校ではまだまだ性教育ができていないところがあります。この命の安全教育をきっかけに学校に性教育の必要性を盛んに投げかけてほしいです。この審議会から声を出してほしいと思っています。

児島委員 資料5に書いてありますが、女性相談の課題が5つあって、それに対応する方針が認識の限りだと全部並列して書いてあります。理想はすべて解決することかと思いますが、リソースに限りがあると思うので、一番喫緊で解決しなければいけないなど、優先順位がつけられたら計画として分かりやすいと思いました。フローを作って、最初にこれを解決して、次にこれを解決するといった方針もわかりやすいのではないかと思います。

葦名委員 様々な事業をやるためにはお金がかかるので予算が必要だと思います。例えば、関係機関の連携を図る、人材を育成して大切にする、支援員の人材育成などはお金かからないやり方ではあると思いますが、支援員にちゃんとした給料を保証するとかが必要だと思います。女性のアンケートを見ると、生活のための経済的援助してほしいけど、「相談してもどうしようもない」と思うのは、その人のせいじゃなくて、支援側が一番必要なものを用意できてないからだと思います。だから、支援側が一番必要なものを用

意するために予算を獲得してくる、それが人権保障である、それが政府の役割、市町の役割であるという視点が抜けているのではないかと思います。

松尾委員 アンケートでも民間支援団体の活動継続の課題として、スタッフの確保と運営資金がパーセンテージ高く出ているので、草名委員の視点と繋げて書けるといいと思います。

中川委員 本間委員と同じで、困難な問題を抱えないようにするにはどうすればいいかという視点が抜けているかなと思いました。また、方針1（1）が方針1に入るには異質かなと思いました。しかし、この教育と啓発というのはとても必要です。以前審議したプレコンセプションケア（を広めていくこと）で、自分の体を守る、自分の意思を尊重することができ、自己決定できる、イエス、ノーが言えるというところに結びついて、困難を抱えずに生活を送れるのではないかと感じました。

富田委員 学校現場の話を言わせていただくと、決定的に人員が足りていません。お母さん方への支援においては、スクールソーシャルワーカーが直接的に働きかけできています。かつて自分もお母さん方への支援をやっていましたが、教員はやるべきじゃないと最近思うようになりました。職員にも、そこはワーカーさんに任せようと、仕事の切り分けをしているところです。しかし、そのワーカーさんについても何校か掛け持ちの状態です。

私たちの学校で言うと相談部会と言って、困難を抱えた子どものことを話す会議があります。その会議は、ワーカーさんに出席していただいて、会議の内容に合わせて直接働きかけの対応いただいているのは良いことです。先ほどもお話があったように、問題意識がないお母さんも結構いっぱいいます。このことについてお話したいので、来てくださいと伝えても、来るって言っても来ないという方も非常に多いです。そこで現場としてはいろんな労力、リソースが削られているような状況があります。なので、私たちからすると、とにかく人を増やしてほしいです。スクールソーシャルワーカーにしてもカウンセラーにしても、掛け持ちでやっているの、私の学校では、スクールカウンセラーは週に1回、ワーカーさんは時々といった形でもう配置はされています。これは、現状に対しては非常に足りないので拡充を求めていくことを答申に入れていただきたいと思っています。

法月委員 資料2の4ページのアンケート「支援の対象とされている方に対して、一層必要と思われる支援」に対する回答の上から2つが、「医学的・心理学的な援助」「精神疾患を抱える女性への対応・支援」となっています。この結果から分かるように、「医療機関との連携」が大きな問題になってくると思いますが、答申の方で各種支援機関と、関係機関と連携という中に医療機関がないと感じました。特に精神疾患を抱える女性の対応は心療内科になるかと思いますが、今、初診で心療内科はなかなか受けられず、数

ヶ月待ちで、医師の診断、紹介があって初めて優先順位が上がるという状況なので、こういった対応も医療機関との連携という部分があったら望ましいと思いました。

浅野委員 困難を抱えている人がちゃんと訴えられる前提で書かれているのが気になります。皆さんがおっしゃっている通り、私も身近でいろんな方を見ると、自分が抱えている問題に、気がつかない、気づいていても声に出してはいけないと思っている方はとても多いです。だから、相談窓口をきっちり設けるのも当然大事なんですけど、相談窓口の1歩手前、普通におしゃべりができる場所で、「その話ってさ、」と相談に繋がられる、そんな場が必要だと思います。その場には女性の問題を取り扱っている専門家も当然必要ですけど、グレーゾーンにいる大人も多くなっているんで、その辺りが判断できる方もその場にいるような相談窓口の1歩手前、アウトリーチの部分も拡充することも盛り込んでいただくとよいと思います。そうすることで、もっと問題がはっきり出てくるし、問題がはっきり出てくることで、その問題になる前の教育につなげられるんじゃないかと思っています。相談機関関係のお話が出ましたが、藤枝市で中学生に相談機関についてのパンフレットを作成して配っています。男女共同参画・人権政策課でもこういったものを作って配布いただければと思います。

深澤委員 公の機関で支援をしております。入所の方のお話を聞くと、公の施設はどうしても上から見てるような感じがして、心を開けないってことを度々聞いています。このアンケートの中でも、相談をしても解決しないと思ったという意見もありました。私どもの一時保護所にも、保護所を出た方がまた戻ってくるというケースがたくさんあります。それは多分、ご本人の意思をちゃんと尊重できていないからであると思われるケースがとても多いです。支援する側の指導で保護所を出ることを決めたからかなと感じることもあります。今浅野委員がおっしゃったように、相談する前の段階でも、信頼関係ができていた人だったら、割と、簡単に話すことができると思います。民間団体の方のほうが皆さん心開けるのではないと思うので、そういう意味でも民間との連携がとても大切だと思います。

高畑副会長 私もほぼ皆さんから出していただいた意見をなぞるものなのですが、1点目は、相談に乗る側の人たちが安く使われないようにしてほしいということです。

「相談体制作る」とか「相談員拡充」という言い方をよくしますが、相談員自身が、不安定な収入や、低所得ということがありがちだと思います。なので、相談員の人数を増やすならば、しっかりと待遇を保障してほしいというのが1点目です。もう1つは、「困難な問題抱えている人がいる」という話から始まっていますが、そもそも困難を抱えなくて良いための方策をもう少し書いてもいいかなと思いました。例えば、「DVの被害者に対する支援」とありますが、そもそもDVの被害に合わなければ良いわけで、被害に合わないためには加害者が発生しなければ良いわけです。DVの加害者が害

を加えなくてもいいような状態で多くの人が暮らせるようにするにはどうしたらいいのかとか、あるいは DV の加害者になる状態の人に対して、どうしたら思いとどまらせることができるのかとか、そういった面での啓発もあるといいなと思いました。

同時に、「相談には至らないけれども、相談すべきことを抱えている人」はおそらく多くいます。例えば、池があるとしたら、その池の周りの水辺ぐらいのところに人がいっぱいいます。その人たち、池に落ちそうな人に対して、何か一言をかけることで、必要な支援に繋がられる人を増やしていくような施策もあったらいいのではないかなと思いました。

松尾会長 私からは 2 点お願いしたいです。1 点目はデータとのつながりです。資料 4 の答申案中に記載があるデータと文章がどう繋がるのかというの必要な視点だと思うので、文章の中で、これは表 1 から分かるんだという形にすると、読む人もより根拠を持って読めるかなと感じました。

2 点目は人材についてです。この言葉が資料 4 でたくさん出てきます。例えば 10 ページ、2 支援体制③人材育成のところですが、「支援やスタッフの知識、支援技術を高めるとともに、ジェンダー平等、人権尊重にかかわる認識を深めることで人材を育成します。」ここはわかるのですが、その後の「育成した人材の心身をケアし」や、その次の「人材を大切にします」という書き方は「支援員やスタッフ」と書いた方がしっくりくると感じました。

田中委員 相談機関のその連携はもちろん、市民がたくさんの支援先を知っておくことが非常に大事だと発言したのですが、それはやはり本間先生が言ったような、小さい時からの教育や、市民が何かの機会に困ったら行政に頼れるんだという意識とかが大切だと思います。

相談したい時に、解決しないと書いたという裏側も大切かと思っています。このアンケートデータにもあったのですが、私の団体に相談に来て解決しなかったのは、お金の問題が結構多いです。お金をある程度支援できるようなシステムがあれば、だいぶ悩みごとが解決したという人が出てくると思います。

現状、お金に困ったときは、貸付か生活保護かという二択ぐらいの選択肢しかないです。そのため解決しなかったという事例があります。そういった経済的なところを支える方法があるだけで悩みごとが解決したという人が出てくるのではないかと思います。

葦名委員 これ、現場で相談入っておられる方、感じておられるかなんですが、今田中委員のおっしゃったことに少し補足すると、生活保護を受けるということが人格を否定されてるような気持ちになったりします。最後のセーフティネットなので、もっと気軽に使えたらいいのですが、実際には運用の硬さや、一度生活保護になってしまった時の抜け出しにくさとか、いろんな欠点があります。その意味では制度自体の運用や予算措置も含めて改善していかないといけないと思います。

要するに、経済的問題で悩んでる人に対する選択肢の拡充と、具体的な支援をしていかないと、結局絵に描いた餅になってしまいます。経済的困窮で困っている人が相談に行って、それに対する答えを得られなかったら、相談しても無駄だと思う。そのことを責めることは誰にもできなくて、さきほどの予算の話とどうしても繋がってしまうのですけれども、果たして、予算措置を広げるところまで踏み込む気があるのかどうかというところが、すごく気になります。

私の体験を話しますと、去年、女性のための女性による女性の相談会という沼津で開催された各支援団体が連携して実施されるイベントに、法的専門家として参加させていただきました。そのイベントのすごく良かったところは、企業等も協賛してくださっていて、生活物資を配りますという話とセットで、マッサージしてくれる方や看護師さん等がいて、色々な体の悩みも相談できるし、法律的な悩みも相談できたところです。参加者もとても沢山いらっしゃいました。多分、参加者が多かったのは、経済的支援を直に受けられるのが分かっていたことがすごく大きかったのではないかと思います。

それをやりなさいっていうほど私は簡単に予算措置ができるものじゃないだろうと思っていますが、その話を無視してこの女性支援とかを考えても、どうしても綺麗な話にしかできない。教育、啓発の話も、同じだと思います。つまり、どれほどの予算をかけて、小さい頃から、ちゃんとDVとは何か、触らせてはいけない部分はどこなのかといったところを本気で教育しないといけない。そうしないと、皆さん繰り返し指摘されているように、困った後に相談する。だけどその意識もないという、永久に解決しないループになってしまう。だから、被害に陥らないことが大事、それが被害だと認識することも大事ということは、幼少期から教育の話になります。教育機関との連携は絶対だと思いますが、その教育する予算をどうやって確保するのかというところも繋がってくる話かと思っています。

事務局

男女共同参画・人権政策課は、この名の通り、男女平等と人権を所管しているので、本間委員の力も借りて、少ない予算で学校向けに性教育の出前講座を実施しています。市内の中学校全部でやってもらいたいので、校長会に説明に行っています。限られた予算を絶対確保して、少しずつ予算を増やしてきました。中学3年生に向けて性教育をすれば、その子たちが、高校、大学と進んで、先生から聞いたことを心に持っていけば一番響くと考えています。そこの予算の権限はありますが、例えば役所の中、この計画に関係する福祉部局から保健福祉からいろんな課から事業も出してもらっています。例えば生活保護の予算は、国の予算の中でやっており、当課として口が出せないのが現状です。私たちの課でできる限りのところは実施しているところです。

葦名委員

私ももっとお金を持ってこいとか、そんな非現実的な話をしたいと思っているわけではないのですが、予算の裏付けがあるんだという問題意識をタブーではなく、ちゃんと共有することがまず第一歩と思うという趣

旨でお伝えしました。限られた予算の中で優先順位をつけられながら、例えば中 3 の子が優先だとか、そういう中できちっとデザイン講座されているとか、そういった話を今日聞けてよかったです。ただ、そういった努力をしないといけない話だと思います。人材を大切にしますという言い方にも、「大切にします」としか書けない、限界があるのかなとか思いながら、読ませていただきました。今すぐ解決する問題ではないし、予算の問題自体、とても複雑なことなので、難しい話であることも重々わかっているんですが、その問題意識を、この答申は持っているということを加えてほしいと思います。

松尾委員 予算が必要になるということを、答申のどこかに入れておいていただきたいです。

板谷委員 関連していますけども、政策を実現するには必ず予算が伴うと思います。計画を実施する時には予算を盛り込まないといけないです。予算の裏付けがないと政策を決定しても実現はしませんので、そこが一番重要なことかな、と思います。

谷口委員 今の予算のことで追加するならば、居場所事業も、これまで3年間続けてきた女性のための支援者養成講座が、来年実施されないという話を聞いています。居場所事業も同様の状況かもしれません。ただ、計画ができることによって予算が取りやすくなるかもしれないので、ぜひ直接市長に訴えていただけたらと思います。

私がもう少しお伝えしたかったのは、民間団体のヒアリングでの女性支援の現状についてです。福祉答申案の方だと6ページの3②の下の段落のところで、計画表だと一番左下のところです。ここで、「福祉分野の職員ももっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたい」とありますが、抽象的でわかりにくいと思いました。これは、女性特有の困難を理解した上での対応をしてほしいという意味なので、文言を変更していただけたらと思います。ジェンダー平等というと、男女平等にすればいいと解釈されがちですが、女性が不利益を被っていることの困難について理解してほしいということです。

次に、支援方針の2(5)、答申だと7ページの3(2)のところで、「具体的には」として、支援調整会議等の連携体制の構築を検討するとありますが、構築するのではないのでしょうか。あえて検討にとどめているのかもしれませんが、ぜひこれは構築してほしいです。「特性を生かし、主体性を発揮し、相互連携を図ることが重要です。」と方針に書いてありますが、それぞれの主体性が分からないと連携がうまくいかないことがあるので、連携していくためには、お互いの組織を理解することから始める必要があります。男女課さんの方でぜひイニシアチブを取っていただき、連携体制の構築を進めていただきたいと思います。

松尾会長 私からもう一つお願いがあります。今回、この答申案を作成するにあたり、

実際の支援団体からのアンケートをまとめていただいています。当事者に関わっている人たち、現場に近い人たちからのアンケートを活用していると思われませんが、その当事者に近い人たちから、当事者から直接アンケートを取り、それを施策につなげるという書き方にした方が良いと感じました。答申は、上層部の男性が決めてしまうことが多いので、そうではなく、支援団体や当事者からの意見を施策としてまとめたという形の書きぶりにした方が良いと感じました。

中川委員 書き方についてです。資料1のアンケートの、例えば(1)や(2)、(3)は、すべて複数回答かということを確認したいです。nの数が少ないので、これをパーセントにすると、多く見えてしまう可能性があるため、実数を示した方がよいのではないかと思います。

松尾委員 出典なども丁寧に記載していただけると、見直す際に良いと思います。表の入れ方を工夫していただけると良いかと思います。

本間委員 民間の11団体の名称をどこかに記載していただけると嬉しいです。

事務局 団体に掲載の許可の確認をして記載するよう検討します。

高畑副会長 女性支援に関する民間団体が今後も活動を継続できるよう、運営資金の援助を行政から行うことも必要ではないかと思いました。民間団体の活動状況のアンケートの7ページに「スタッフの高齢化」を課題としているところが多数あります。今後、担い手がいなければ支援団体が閉鎖することも考えられ、困る人が増える可能性があります。民間企業に丸投げするのではなく、彼らが活動を続けられるよう、行政が支援することを検討していただきたいと思いました。

谷口委員 女性相談支援員を市が配置するのか、既に女性相談員が女性相談支援員になっているのかについてです。

国の資料では、女性相談支援員には待遇改善が図られ、国の補助が出ることになっています。

静岡県では、女性相談センターが女性相談支援センターに名称が変わっていますが、静岡市の場合はどうなっているのか。

福祉事務所にいらっしゃる方々が国の補助金などを受けていると思いますが、静岡市もそれに倣っているのか明記しても良いのではないかと思います。

松尾委員 資料1の3ページについてですが、相談をためらう人が多く、その部分も救い上げる必要があるとの意見が出ていました。

3ページの下から5行目に、「困難を抱えていない人は、相談をすることをためらったことがない人がほとんどで、約9割」とあります。

相談することが困難の解決につながるという根拠として、この部分を活用

できるのではないかと感じました。

高畑副会長　　会長がおっしゃったことに関連しますが、相談することは良いことであるという価値観を広める必要があります。

相談をためらう理由として、恥ずかしい、人に迷惑をかけたくないなどの考えがあると思いますが、それが自身を追い詰め、さらに悪い状況に陥らせることがあります。むしろ価値観を変え、「相談は良いことだ」と多くの方が認識できるような広い呼びかけを行うことも、啓発の一つとして検討いただきたいと思います。

深澤委員　　「困難を抱えていない人は云々」という書き方だと伝わりづらいので、「勇気を出して相談した結果、困難が解決した」といった表現にしたいです。